

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第5章 手数料等</p> <p>（一般廃棄物処理手数料）</p> <p>第30条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、<u>第1項</u>の手数料の徴収について必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>第32条 （略）</p> <p>2 既納の<u>前項</u>の手数料は、還付しない。</p> <p><u>第32条の2 本市が実施する一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識の有無を認定するための試験を受けようとする者は、当該試験の受験の申込みの際、1人1回につき25,000円の手数料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 既納の前項の手数料は、還付しない。</u></p>	<p>第5章 手数料等</p> <p>（一般廃棄物処理手数料）</p> <p>第30条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、手数料の徴収について必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>第32条 （略）</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>（新設）</p>